

## 第39回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和4年1月21日（金）

感染力の強いオミクロン株による、急激な感染者の増加により、1月20日「福岡コロナ警報」が発動され、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部において福岡県の感染拡大防止対策が決定されました。筑豊地区においても、感染者が急増していますので、福岡県の対策に準じて嘉麻市の感染拡大防止対策を下記のとおり実施していきます。実施期間は令和4年1月24日（月）から2月20日（日）までとしますが、感染の拡大状況や福岡県の決定事項に準じて見直しを行っていきます。

### 1. 公共施設等の取り扱いについて

#### (1)生涯学習課所管施設について

施設の開館については、通常通りとする。

ただし、施設の調理室は使用を停止する。

※期間中、一堂に会する講演会・研修会等の主催事業は順延または中止する。

※順延及び中止とする主催事業は市ホームページ等で個別に通知する。

なお、引き続き施設の利用にあたっては、収容定員の50%以内とし、身体的距離は1m以上、発声のある者からは2m以上とする。

マスクの着用、手指消毒、検温、換気等の基本的感染防止対策を徹底する。

#### (2)温浴施設の取り扱いについて

なつきの湯の食堂は、座席の間隔を空け、対面とにならないように工夫するなど感染対策を徹底し、酒類提供の停止と午後8時までの営業時間の短縮を要請する。

#### 【利用要件】

- ① 会議室、休憩室、貸室等の利用は、マスクの着用、人と人との距離を確保するよう要請する。
- ② なつきの湯のカラオケ室の利用
  - ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
  - ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。
  - ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。
- ③ なつきの湯、山田いこいの家「白雲荘」のサウナは、利用者が隣り合わないよう間隔を空けるよう要請する。また、サウナ室内では会話を控えるよう周知（黙浴のお願い）する。
- ④ なつきの湯のマッサージ（指定管理者の自主事業）は、マスク着用、消毒、換気、タオルの交換等の感染対策を徹底することを要請する。
- ⑤ 浴室の利用
  - ・浴室の収容可能人数を超える利用者が一度に入浴することがないように人数制限を設ける。（混み合っている時は待ってもらう。）

・洗い場で隣り合わないよう蛇口・シャワーを一つおきの利用を励行する。

(3)人権・同和対策課所管施設について

①貸館については、調理室について、利用を停止する。

②主催事業について

感染リスクの高い以下の事業については停止する。

- ・カラオケ教室
- ・おたっしやクラブ(高齢者介護課連携事業)
- ・健康教室
- ・嘉穂隣保館の料理教室

(4)こども育成課所管施設について

①子育て支援センターについて…当面の間、電話相談のみとする。

②学童保育所…土曜日は、消毒作業を行うため、当分の間、休所とする。ただし、預かりが必要な方については、預かりをする。

③児童館…休館を継続する。

(5)子育て支援課実施事業について

①すべての乳幼児健診を実施する。ただし、市内及び近隣市町村の感染状況によっては、健診内容を縮小し実施する。

②離乳食教室は、当分の間休止し、ホームページの動画等により啓発するとともに、電話等他の方法で指導を行う。

(6)高齢者介護課実施事業について

下記の事業については、当面の間、事業を中止する。

- ・ おたっしや倶楽部(人権・同和対策課連携事業)
- ・ 出前講座
- ・ ケア・トランポリン教室
- ・ お元気デイサービス(なつきの湯)
- ・ オレンジサロン
- ・ 生活支援体制整備事業協議体

上記に記載のない施設については、感染対策を徹底し、通常通りの取り扱いとする。